

子会社管理体制に関する平成二六年会社法改正の意義

三 浦 治

- 一 問題の所在
- 二 子会社管理体制に関する規律の改正
- 三 内部統制システム構築義務と経営判断の原則
- 四 検 討
- 五 結びに代えて

一 問題の所在

平成九年独占禁止法改正による純粹持株会社の解禁、平成一一年商法改正による株式交換・株式移転制度の創設により、⁽¹⁾持株会社を中心とする企業グループの形成が進んだ。平成九年当時は、子会社に不祥事が生じたときに親会社である持株会社の取締役にとどのような責任が生ずるのかという問題意識は乏しいとも評されていたが、平成一一年改正の際には、株式交換・株式移転により完全子会社となる会社の株主はその地位を失って完全親会社の株主となるので、完全親会社を通じてしか完全子会社の経営に関与することができなくなってしまうという「株主権の縮減」という事

態にどのように対処するかが問題となり、一定の改正事項に結実した。⁽³⁾ただし、導入の是非が議論されていた多重代表訴訟制度は実現しなかった。

その後、平成一二年の大和銀行事件判決⁽⁴⁾により、いわゆる内部統制システム（構築義務）が注目され、平成一四年の商法特例法改正による委員会等設置会社の新設に伴い、「監査委員会の職務の遂行のために必要なものとして法務省令で定める事項」を取締役会で決議すべき旨が規定された（平成一八年廃止前「株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律）二一条の七第一項二号、平成一八年改正前商法施行規則一九三条）。もつとも、企業グループを前提としたシステム（企業集団における内部統制システム・グループ内部統制）は含まれていなかった。

平成一七年会社法制定に際しては、内部統制システムの決定・決議が求められる会社は、委員会設置会社以外の大会社にも拡大され、また、内部統制システムの一環として「株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」が追加された（平成二七年改正前会施規九八条一項五号・一〇〇条一項五号・一二二条二項五号）。決定・決議の内容の概要は事業報告の記載事項であり（同二一八条二号）、また、内部統制システムは監査の対象となる（なお、同二二九条一項五号参照）。

今般の平成二六年改正では、親会社（持株会社）株主の子会社からの保護（親会社株主の保護）という問題意識のもとで（いわゆる「上から下」）、多重代表訴訟制度の導入、また親会社取締役の子会社監督責任の明文化も議論された。結局、多重代表訴訟制度が限定的に導入されたほか（特定責任追及の訴え、八四七条の三）、株式交換等が行われた場合の株主代表訴訟の原告適格についての規制（旧株主による責任追及等の訴え、八四七条の二）、親会社による子会社株式等の譲渡についての規制（四六七条一項二号の二）⁽⁵⁾が設けられた。それに対して、親会社取締役の子会社監督責任の明文

化は見送られたが、企業集団における内部統制システムの一環として、子会社管理体制に関する規律が一部改正された(一)。

他方で、親子会社関係が関連する裁判例は従来より見られたところ(たとえば、破綻間近の子会社に親会社が救済融資をする事例など)、近時は、企業グループ運営の実態や上記のような問題意識を反映してか、子会社の業務ないし経営を十分に監視・監督できていないために親会社に損害が生じたと主張される事案が現れてきている。

本稿では、内部統制システム構築に取締役の裁量が認められるかの一般的な検討を踏まえて(三)、平成二六年改正における子会社管理体制に関する規律の見直しはどのような意義をもつものか、上記のような実際の事例において何らかの変化をもたらすものなのかについて、若干の検討を加えたい(四)。

二 子会社管理体制に関する規律の改正

平成一七年会社法の下で、「株式会社の業務の適正を確保するため(の)体制」が、「内部統制システム」と呼ばれてきた(平成二六年改正前三四八条三項四号・三六二条四項六号・四一六条一項二号ホ)。それには、①「取締役(執行役)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」および②「株式会社業務の適性確保の」ために必要なものとして法務省令で定める体制(平成二七年改正前会施規九八条・一〇〇条・一一二条二項)が含まれる。また、委員会設置会社においては、③「監査委員会の職務の執行のために必要なものとして法務省令で定める事項」もこれに含まれる(同四一六条一項一号ロ、会施規一一二条一項)。

平成二六年改正は、新設した監査等委員会設置会社についても内部統制システムにかかる規定を設け、上記三箇条と併せて統一的に、「株式会社業務」並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務」の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」と規定した（『』部分の追加、三四八条三項四号・三六二条四項六号・三九九条の一三第一項一号ハ・四一六条一項一（六）（七）号ホ）。追加された文言は、従来より会社法施行規則に定められていたことから、会社法本体に格上げされたなどといわれる。

これを受けて、平成二七年会社法施行規則改正では、多くの事項が追加された（会施規九八条・一〇〇条・一一〇条の四・一一二条）。まず、企業集団における業務の適正を確保するために、親会社が自社において整備すべき体制の例示があげられる（同九八条一項五号イロハニ・一〇〇条一項五号イロハニ・一一〇条の四第二項五号イロハニ・一一二条二項五号イロハニ）⁽⁸⁾。これら各条文の「ロハニ」の内容は、自社における体制整備として従来より規定されていた内容が、子会社の体制に関する整備に拡張されたものである。残る「イ」の内容を（親会社に、子会社の取締役等の職務の執行が報告される体制の整備）、「報告制度」と呼ぶこととする。

また、監査役・監査等委員会・監査委員会への報告などに関して、共通の規制が置かれた（同九八条四項・一〇〇条三項・一一〇条の四第一項・一一二条一項の改正）。とりわけ、いわゆる「内部通報制度」が例示として示され、子会社に関する通報も含まれている（同九八条四項四号口五号・一〇〇条三項四号口五号・一一〇条の四第一項四号口五号・一一二条一項四号口五号）⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾。

さらに、内部統制システムについての決定・決議の内容の概要を事業報告に記載するだけでなく、運用状況の概要も記載すべきこととなった（同二一八条二号）。それに伴い、これが相当でないとき、監査役・監査役会・監査等委員会・

監査委員会による監査報告にも記載される(同一二九条一項五号・一三〇条二項二号・一三〇条の二第一項二号・一三二条一項二号参照)。

これらの改正点の特徴のひとつは、子会社の業務執行状況等についての親会社の情報収集ないし情報把握の体制に着目されている点であると思われる(「報告制度」「内部通報制度」)。子会社管理体制に限られるものではないが、コーポレートガバナンス・コードにおける内部通報制度⁽¹¹⁾とも軌を一にするものであろう。

三 内部統制システム構築義務と経営判断の原則

内部統制システムの構築は、取締役の職務の一つであり、取締役の善管注意義務の一内容となる(内部統制システム構築義務)。大会社や監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社では、取締役の過半数または取締役会で決定しなければならぬ事項とされるが(三四八条四項・三六二条五項・三九九条の一三第二項・四一六条二項)、システムを構築しないという決定でもこの規制に反しているわけではないとされ、この規制が内部統制システム構築義務の根拠となるわけではない⁽¹³⁾。取締役が会社全体の業務執行を見通せるような会社を除き、すべての会社において、会社の業務の適正性を確保するための何らかの施策をとっておかなければならない。

このことから、会社の規模や状況にかかわらずすべての会社において同一のシステムを要求することは非現実的かつ無用でもあり、どのような内部統制システムを構築すれば、業務の適正性を「確保」するものといえるかは、会社ごとに異なるものとなる。(発見・事前防止などの)対象となる取引ないし行為が同じでも、システムの具体的内容は

会社ごとに異なっておかしくない⁽¹⁴⁾。では、このことをもって、いかなる内部統制システムを構築するかは、いわゆる経営判断の原則が適用される問題とすべきなのであるうか。経営判断の原則の適用いかなが問題になるのは、特定の会社における一定のシステムが、業務の適正性を「確保」できるシステムであったかどうか問われる場面である。

内部統制システムの構築・運用とは、より具体的には次のようなプロセスを含む⁽¹⁵⁾。①内部統制システムの基本方針の構築（取締役の過半数による決定・取締役会の決議）、②内部統制システムの細則の構築、③細則に沿った日常的な運用、④一定の事実が発見され、または報告等がされた場合の具体的対応、⑤自社における運用や他の会社の不祥事例などに基づく基本方針・細則の見直しである⁽¹⁶⁾。ここでは、たとえば、内部統制に関する委員会の開催状況や社内研修の実施状況などを典型例として、細則の内容にしたがった日常的な運用を③としている。④は、③に含まれるものともいえそうだが、逆に、具体的な対応であって、内部統制システムの構築・運用には含まれないともいえそうである（「運用」という語でどこまでを含めるか）。ここではさしあたり「運用」の一環としたうえで、一定の事実に対してどのように対応するかは、具体的状況に応じた判断が介在するものとして（直ちに対処しなければならない事実が発見されたとした場合もあろうし、当面は注視しつつ静観するとの判断が許容される場合もあろう）、③と④とを分けておく。

さて、下級審判決例には、次のように、内部統制システム構築義務違反かどうかの判断に経営判断の原則が適用されるかのごとき判示をしているものもある。「健全な会社経営を行うためには、目的とする事業の種類、性質等に応じて生じる各種のリスク、例えば、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等の状況を正確に把握し、適切に制御すること、すなわちリスク管理が欠かせず、会社が営む事業の規模、特性等に応じたリスク管理体制（いわゆる内部統制システム）を整備することを要する。

もっとも、整備すべきリスク管理体制の内容は、リスクが現実化して惹起する様々な事件事故の経験の蓄積とリスク管理に関する研究の進展により充実していくものである。したがって、現時点で求められているリスク管理体制の水準をもって、本件の判断基準とすることは相当でないというべきである。また、どのような内容のリスク管理体制を整備すべきかは基本的には経営判断の問題であり、会社経営の専門家である取締役には、広い裁量が与えられているというべきである」(ダスキン事件判決)⁽¹⁸⁾。

あるいは次のようなものもある。「デリバティブ取引から生ずるリスク管理の方針及び管理体制をどのようなものにするかについては、当該会社の規模、経営状態、事業内容、デリバティブ取引による資金運用の目的、投入される資金の性質、量等の諸般の事情に左右されるもので、その内容は一義的に定まるようなものではないのであり、そこには幅広い裁量があることができる」(ヤクルト本社事件判決)⁽¹⁹⁾。

これらによれば、内部統制システムの構築が経営判断の問題に属するとする見解は、具体的にどのようなシステムを構築するかについて会社ごとに異なるものであり、一義的なシステムが事前に想定されるものではないことから、その構築に取締役・取締役会の幅広い裁量が認められるものと捉えているようにもみえる。しかし、事前に一義的なシステムを想定することができないことは、内部統制システムの構築がひとつの経営判断事項であることを抽象的に示すものではあっても、具体的な特定の会社に限定したときにも、その会社の取締役に認められる裁量の幅が広いということまで当然に意味するわけではない。前記下級審判決では、「基本的には経営判断の問題」だとされているが、そもそも経営判断という語には、特に定義しない限り、一般的には積極的な定義はないことに注意しなければならぬだろう。

内部統制システムを業務監督体制の一環であると位置づけるならば、⁽²⁰⁾基本的には、取締役が内部統制システムの構築に関する善管注意義務違反（任務懈怠）があるかどうかを判断するにあたって、裁判所が立ち入ることができない（立ち入るべきではない）私的領域だと位置づけることはできない。少なくとも内部統制システムの基本方針・細則の構築に関しては（前記①②⑤）、会社ごとに、構築すべき最低限（適正水準）のシステムが客観的に存在するものと捉えらるべきであろう。⁽²¹⁾また、細則にしたがった日常的な運用（前記③）は、当該細則が適正であることを前提として、それにしたがって運用されているかどうかの問題だから、その違反の有無の判断が特に困難といえる特殊性はないと考えられる。⁽²²⁾また、いわゆる信頼の抗弁（信頼の原則、信頼の権利）が成立しうる局面でもある。⁽²³⁾

前記④の局面では、取締役の監視義務における従来からの議論と同様、一定の事実が発見され、または報告等がされた場合にどのように対応するかは、当該具体的事情によつて個別に判断されなければならないが、一定の裁量（判断の幅）が認められる場合もある。⁽²⁴⁾ここでもまた信頼の抗弁が問題となりうるのと捉え方もありえようが、信頼の程度にも、対応のしかたにもさまざまなケースが考えられるから、信頼することが許されるというより、どのような対処をするかについての判断の妥当性が事後的に評価される問題と捉えた方がよいように思われる。⁽²⁵⁾

このように、具体的な場面において取締役の裁量認められる場合はあるものの、一般的には、内部統制システム構築義務は、いわゆる経営判断の原則による判断基準が問題になるものではないと捉えるべきである。関連する事実が何ら報告等されずに損害が生じたという事例であれば、前記①②③⑤の問題となろう。たとえば日本システム技術事件では、「通常想定される……不正行為を防止し得る程度の管理体制は整えられていた」といえるかどうかで判断された。⁽²⁶⁾それに対して、関連する事実について何らかの報告等がされていた事例であれば、前記④の問題となること

もある。裁量の余地が認められることが強く意識されるということはあろうが、その場合でも、業務監督体制の問題であれば、より慎重な（リスクに対して謙抑的な）判断が求められるべきものといえ、任務懈怠の有無の判断にあたって経営判断の原則による判断基準がとられるべきとはいえない。裁量（の幅）が認められるならその幅は当然広いとはいえない。⁽²⁷⁾ 事前に一義的な内容が明らかになつていないが、裁判所が、（行為当時の状況を前提としなければならぬことは当然として）事後的であつても客観的な基準に基づいて判断しなければならないという意味では、「確保」は、三六二条四項一号二号の「重要」「多額」という要件と同様のものと捉えられるであらう。

四 検 討

(一) 若干の事例

(1) 野村証券事件⁽²⁸⁾

本節では、近時の若干の事例をとりあげることとするが、まず、平成二六年改正に際しての議論において、その判断基準を否定すべき対象として取り上げられた野村証券事件があげられる。

ニューヨーク証券取引所の会員であつた野村証券の完全孫会社が、SEC規則違反（平成二年・同七年に、求められている自己資本金額を維持せず、また、不正確な定期報告書を提出）に基づき、同取引所から課徴金計一八万ドルを課された事案において、孫会社の損害は親会社の損害であるとして、野村証券の株主が提起した株主代表訴訟の事件である。

判決は、「親会社と子会社（孫会社も含む）は別個独立の法人であって、子会社（孫会社）について法人格否認の法理を適用すべき場合の他は、財産の帰属関係も別異に観念され、それぞれ独自の業務執行機関と監査機関も存することから、子会社の経営についての決定、業務執行は子会社の取締役（親会社の取締役が子会社の取締役を兼ねている場合は勿論その者も含めて）が行うものであり、親会社の取締役は、特段の事情のない限り、子会社の取締役の業務執行の結果子会社に損害が生じ、さらに親会社に損害を与えた場合であっても、直ちに親会社に対し任務懈怠の責任を負うものではない。

もつとも、親会社と子会社の特殊な資本関係に鑑み、親会社の取締役が子会社に指図をするなど、実質的に子会社の意思決定を支配したと評価しうる場合であって、かつ、親会社の取締役の右指図が親会社に対する善管注意義務や法令に違反するような場合には、右特段の事情があるとして、親会社について生じた損害について、親会社の取締役が損害賠償責任が肯定されると解される」としたうえ、本件親会社取締役は何らの指図をしていないとして、その責任を否定した。

(2) 福岡魚市場事件⁽²⁹⁾

福岡魚市場事件の事案は、完全親子会社の間で行われていたグルグル回し取引により子会社が破綻間近となり、親会社が救済融資をした（その後、債権放棄をした）事案であり、親会社の株主が親会社取締役（子会社取締役を兼任）に対して損害賠償を求めた株主代表訴訟の事件である。

その控訴審判決は、「……子会社には非正常な不良在庫が異常に多いなどの報告を受け、本件調査委員会を立ち上

げて調査したのであるから、その不良在庫の発生に至る真の原因等を探求して、それに基づいて対処すべきであった。そして、その正確な原因の究明は困難でなかったことは、その取引実態に起因する前記徴表等から明らかであった。それにもかかわらず、親会社取締役らは、子会社の不良在庫問題の実態を解明しないまま、親会社である福岡魚市場の取締役として安易に子会社の再建を口実に、むしろその真実の経営状況を外部に隠蔽したままにしておくために、業績に回復の具体的目処もなく、経済的に行き詰まって破綻間近となっていたことが明らかの子会社に対して、貸金の回収は当初から望めなかったのに、……本件貸付けを実行して子会社の会計上の損害を事実上補填したが、当然効果は見られず、……本件債権放棄を行わざるを得なくなったのに、さらに、……本件新規貸付けを行ったものである。前記経緯からすると、その経営判断には、原判決が説示するとおり、取締役の忠実義務ないし善管注意義務違反があったことは明らかである」として、親会社取締役の責任を認めた。

(3) ユーシン事件⁽³¹⁾

完全子会社の不動産取得行為に相当程度関与していた完全親会社の代表取締役二名（うち一名は完全子会社の代表取締役を兼任）が、親会社に対する任務懈怠責任を追及された事案である。グループ企業全体の利益のために子会社が不動産を取得したが、調査不足により騒音規制の存在が取得後に発覚し、結局、工場を稼働させることができなかった。原告の主張は、「製造業者にとって、主力工場の用地取得は、事業の根幹に関わる重大な事柄であるところ、製造工場として円滑な操業を確保するために、製造業者たる株式会社の子会社の取締役は、工場用地の取得に際して、部下に命じるなどして、工場としての円滑な操業の障害となり得るもので当該用地に適用される可能性のある環境基準等の法的

規制や、近隣住民とのあつれきが生じる可能性の有無について、地方自治体に対する聞き込みをするなどの調査義務を負う。また、工場用地のように代替性の低い不動産の取引において、複数の購入希望者が購入を断念したような事情がある場合や一度他の購入希望者に対する売却が決まった後に、それが撤回されて急きよ自社への購入打診を受けたような場合、取締役としては、自社に対して購入打診がされるに至った経緯についても調査するなど、特に慎重に調査すべきである」というものであった。

それに対して、判決は、「……そのような規制や紛争の可能性については、事実確認が比較的容易なものから、関係者による情報の提供がなければ確認することが必ずしも容易でないものまであるため、調査の可否及び難易、調査に掛けるべき時間・程度は一様ではない。また、事業の用に供する不動産の選定については、取得の必要性、タイミング、取得に際しての財務上の負担、取得後の財務上のメリット等の様々な事情の総合的評価を限られた資料に基づき、制約された時間の中で判断することが求められる。

以上の見地からすると、事業の用に供する不動産を選定する判断の前提となる調査については、当該調査の必要性及び程度についての判断に著しく不合理な点がない限り、取締役としての善管注意義務に違反するものではないと解すべきである」とし、結果として調査義務違反はなかったとした。

(4) ビューティ花壇事件⁽³²⁾

事案は、完全親会社が取引先に融資をするまでの間、完全子会社に当該取引先に対する一時的な融資を依頼した事案であり、完全親会社の株主が、完全親会社に生じた回収不能による損害、完全子会社に生じた同様の損害について

も、完全親会社の取締役の責任を追及した株主代表訴訟の事件である。

完全子会社の損害について、判決は、前記野村證券事件の判決に沿い、「完全子会社の法人格を否認すべき場合に
あたることを認めるに足りる的確な証拠はなく、完全親会社の取締役らが完全子会社の意思決定を支配し、完全子会
社の代表取締役の意思を抑圧して貸付けをさせたことを認める的確な証拠もなく……完全子会社の代表取締役は、自
らの判断で貸付けを行ったことを認めることができる」として、完全親会社が損害を受けたということとはできないと
した。

(5) 各事案の特徴

上記はいずれも完全親子（孫）会社の事例であるが、野村證券事件の事案の詳細は不明である（親会社からの指図は
ないと認定された）。

福岡魚市場事件は、親子会社間でグルグル回し取引が行われていたことは知っており、子会社に不明瞭な多額の在
庫があるとの報告も受けていた親会社取締役が、さらに詳細な調査を指示するなどの有効な措置を講じないままに、
子会社に対して多額の救済融資を行い、回収不能となった事案で、不良在庫の原因などについてのさらなる調査義務
が発生していたのが問題となった。親会社取締役三名とも、子会社役員を兼任していた。

ユーション事件は、グループ企業全体の利益となる不動産取得に際して、親会社取締役二名（うち一名は子会社代表取
締役も兼任）がともに調査の中心として行動していることがうかがわれ、むしろ親会社がグループ全体のために率先
して調査・判断し、当該不動産が存在する地域の子会社に当該不動産を取得させたともいえないような事案である。

ビューティ花壇事件では、親子会社間に取締役の兼任関係はなく、親会社の貸付行為を、一時的に子会社に肩代わりしてもらった事案だが、子会社が独自に融資の判断をしたとはいえそうにない事案である。

ユーシン事件やビューティ花壇事件は、実質的には親子会社が一体となつて行つた行為の一環として子会社が対外的取引を行つた事例ともいえ、子会社の業務執行状況・財務状況などについての親会社の情報収集・情報把握に問題があつたことから生じた問題ではない。それに対して、福岡魚市場事件では、少なくとも判決文に沿う限り、子会社のリスク管理に関する親会社の情報収集・情報把握に不備があつたことから生じた問題といえそうである。ここでは親子会社間の取引が行われたから、少なくとも形式的には親子会社間に利益衝突があつた。野村證券事件は、子会社が問題なく存立していくために遵守すべき規制に違反した事案であり、問題となつた行為に関して、親子会社間に、形式的にも実質的にも利益衝突はない。特に平成七年の違反については、平成二年の違反を踏まえ、親会社が（違反を許容しているのでなければ）必要な情報を把握しておくべき事例であつたといえるかもしれない。そこで、このような事例に対して、親子会社の法人格の異別性を出発点として義務違反の有無が論じられたことには違和感もある。本事案では子会社が行つた取引などが問題になつたわけではない。米国で活動する子会社を法的な問題がないものとして存立させておくことは親会社にとつても重要事項であるはずであり、そのことに法人格の異別性は関係がないともいえそうである（ただし事案の詳細は不明）。

(二) 改正の意義

(1) 一般論

親子会社関係において、事業内容、規模、持株比率、株主構成、上場・非上場の別、国内・海外の別、どのような方針・目的で子会社化しているか、親会社と子会社との独立性の程度などはさまざまゆえ、⁽³³⁾子会社管理体制の内容も一義的には確定できない。そこで、内部統制システム一般とはまた異なる意味で、子会社管理体制の構築について経営判断の原則が適用されるのではないかが問題とされる。

親会社が、特定の子会社との間でどのような親子関係を形成するのかがさまざまであり、この点については取締役⁽³⁴⁾(会)に幅広い裁量が認められる。というより、これは会社がどのような体制で会社経営をしていくかの問題であって、まさに自由な経営判断に委ねられるとしか言いようがない(裁量の逸脱ということが考えられない)局面である。しかし、ひとたび特定の子会社との関係が定まったならば(永続的・固定的な関係である必要はない)、法的には、その関係に応じて最低限の(適正水準の)子会社管理体制は客観的に定まるものと捉えられるべきである。三で検討した内容は、この後者の局面で妥当する。前者の局面で幅広い裁量が認められるからといって、後者の局面でもそうであるわけではない。

では、平成二六年改正は、子会社管理体制に何らかの変化をもたらすものであるか。子会社管理体制の内容が一義的に確定できないことは改正前後で変化してはいるわけではないことから、各会社もそれぞれの状況に応じて対応していればよく、「内部統制システムの中に企業集団に係る内部統制システムが含まれることを会社法本体において明

らかにする改正自体は、現行法下の規律を変えるものではない」、あるいは「子会社管理体制の例示」がされたことは、「あくまでも例示されるにすぎないとすれば、当該改正によって、同システムの整備についての当該株式会社（親会社）の取締役会の既存の決議内容を変更することが直ちに求められることになるわけではないように思われる」などとされている。⁽³⁵⁾

親会社と子会社は独立しており、子会社の独立性を尊重したグループ運営もありうることから、特定の情報を得ても（親会社から見れば不適切と思われても）、親会社が何らかのアクションを起こさなければならないケースばかりとは限らない。しかし、子会社のそうした動向・状況を知ったならば、継続的に情報を収集・把握し、状況により機動的に行動することができる体制をつくっておくことが求められるであろう。情報収集・情報把握のために作用する「報告制度」や「内部通報制度」が例示ではあれ明示されたことは、一定程度の具体性をもった体制が可視化されたことである。⁽³⁶⁾ それは、取締役・取締役会が内部統制システムを構築するに際して行為規範として機能するのみならず、裁判官の具体的な判断の際の視点としても機能する。

(2) 具体的事例への影響

平成二六年改正により、四(1)の野村證券事件判決の判断基準（前述のように、この事件に適用されるべき判断基準として適切であったかには疑問もあるが）は否定されたのであろうか。「法人格否認の法理が適用されたり、子会社の意思決定を支配したと評価しうる（かつ指図が法令違反）場合に限って（特段の事情）、親会社取締役が子会社に生じた損害について責任を負う」との強い原則論は、否定されたのであろう。すなわち、この種の事例において、当然に親子会社の

法人格の異別性を出発点とするということはできなくなったものと思われる。出発点は、当該事案においてどのような親子会社関係が形成されているかを探求することであり、問題になっている行為が、その特定の親子会社関係の中でのように位置づけられるかを探求することであろう。

たとえば、四(2)の福岡魚市場事件で、法規制によって親会社が活動できない領域において完全子会社をつくって活動させていたことは、両社の一体性を強く推認させる。もちろんこのことだけで判断されるわけではないが、こうした事例で法人格の異別性が強調されるとすると違和感がある。一体経営のために、法人格が異別でなければならぬ事例だからである。また、四(1)の野村證券事件は、子会社が問題なく存立していくために遵守すべき規制に違反した事案である。ここで親子会社の法人格の異別性が出発点とされるということは、子会社が適法に存在するための行為であっても親会社は原則として無関係だと考えるということになるのではないか。

子会社管理体制にかかる改正の意義のひとつを、子会社の状況を把握する体制の充実(の要請)に求めるなら、会社の違法行為等を十分に把握できておらず、結果として損害の発生を阻止できなかったという事例において、これまでと異なり、今後はこの規制によって義務違反の認定をしやすくなるのかもしれない。これまでは、独立した会社であることを理由に子会社の状況を把握していなかったとしてもいたしかたなかったといえそうな事例でも、「報告制度」や「内部通報制度」の不備を指摘される可能性があるだろう。

四の具体的事例では、ここでも福岡魚市場事件がこれをもっとも例証しているように思われる。この事案では親会社取締役の義務違反が肯定されたわけだが、親会社が活動できない範囲で子会社が活動していたこと(そのために子会社がつくられた)、兼任取締役が存在したこと、両社間で必ずしも望ましくない取引が行われていたことは知られてい

たことその他の要素が重なって、義務違反が認定されたと思われる。しかし今後は、子会社に異常な在庫が存在していたことをもって、「報告制度」や「内部通報制度」が適切に構築されていたのか、機能していたのか、義務違反の審査に際しての重要な視点のひとつとなるのではないか。⁽³⁸⁾野村証券事件でも、原告の主張のひとつとして、ニューヨーク証券取引所に提出する定期報告書について提出前に親会社取締役らの承認を取り付けなければならないとの内規があった、仮になかったとしても内規を制定すべき義務があったとの主張があった。判決は、内規を制定すべき義務の根拠が示されていないとしたが、今後はこの点についての審査が行われることになろう。

それに対して、ユーシン事件やビューティ花壇事件は、これらと異なり、(少し極端な言い方をすれば)親会社が子会社を巻き込んで、子会社に一定の行為をさせたといえる類型である(行為自体は違法行為等ではない)。少し古くは、三井鉱山事件⁽³⁹⁾もそのように位置づけられる。こうした事例では、子会社の業務執行状況等の情報収集・情報把握が問題となるわけではなく、判断基準自体は、野村証券基準を柔軟に運用すれば足りるといえるかもしれない(「支配」の意味が問題になる)。野村証券基準は、それが出発点とならないことが確認されればよく、すべての事案において完全に否定されるようなものでもないのではないだろうか。

五 結びに代えて

親会社取締役の子会社管理という職務が認められる根拠は何か。平成二六年改正に際しては、親会社取締役には親会社の財産である子会社株式の価値を維持・向上させる義務があるとの見解が支持された⁽⁴⁰⁾。しかし、株式が親会社の

資産であることからその価値を増加させるために、子会社の管理という職務が求められるというのは、巧妙な説明ではあるが迂遠な論法にもみえる。また、それが、子会社株式の評価額を維持・増加させることが親会社取締役の義務の内容だという意味であれば、親会社取締役の裁量を狭く解しすぎているともいわれる。⁽⁴⁾

いずれにせよ、親会社の子会社管理の必要性が強調された改正の意義は小さいものではない。今後もその方向に進むものと思われるが、その手法として、義務内容として新規な内容はないと説明されつつも、裁判官に新たな具体的視点を提供することによってガバナンスを強化するという手法がとられたことも、注目されるべきことのように思われる。

- (1) また、平成一二年商法改正による会社分割制度の創設。
- (2) 柴田和史「子会社管理における親会社の責任(上)」旬刊商事法務一四六四号二頁(一九九七年)。
- (3) 親会社の株主に子会社の株主総会議事録・取締役会議事録・株主名簿・計算書類・会計帳簿等の閲覧等請求権を認めて情報開示手段を強化し、また、監査役・会計監査人の子会社調査権や子会社の業務財産状況を調査するための検査役選任請求権を新設し、それに応じて監査報告書の記載事項の改正が行われた。
平成一一年商法改正につき、たとえば永井和之「平成一一年商法等の改正(上)(下)」白門(中央大学通信教育部)五一卷一七二一頁(一九九九年)、五二卷一六頁(二〇〇〇年)参照。
- (4) 大阪地判平成一二年九月二〇日判時一七二二一三頁。
- (5) これに関して、岩原紳作「『会社法制の見直しに関する要綱案』の解説(Ⅲ)」旬刊商事法務一九七七号四頁、七頁(二〇一二年)。
- (6) 監査等委員会設置会社における三九九条の一三第一項一号ロの内容が内部統制システムに含まれることは、指名委員会等設置会社と同様である。

- (7) 「株式会社およびその株主にとって、その子会社の経営の効率性および適法性の確保が極めて重要なものとなっていることを踏まえ、当該株式会社の株主の保護という観点からすると、特に、株式会社およびその子会社から成る企業集団に係る部分については、法律である会社法に規定することが適切」などとされる。坂本三郎編著「二問一答 平成26年改正会社法」二七七頁(二〇一四年)。
- (8) 親会社が子会社の体制を整備するわけではない。坂本三郎編著「二問一答 平成26年改正会社法〔第2版〕」二三六頁注二(二〇一五年)。
- なお、具体例につき、水川聡「江口真理恵」大塚和成「平成26年改正会社法における社内規定の整備(9)(10)」資料版商事法務三七七号一七四頁、三七八号二〇七頁(二〇一五年)など。
- (9) 「現場情報のタイムリーな把握は、不正リスクの早期発見に貢献することから、内部通報制度の充実・実質化を図ることを今後の最重要課題と位置づけるものとして、柿崎環「『自己修復型ガバナンス』へのいざない」法時八六巻三号三〇頁、三二頁(二〇一四年)。
- (10) その他、監査機関を補助する者の独立性・指示の実効性(会施規九八条四項二号三号・一〇〇条三項二号三号・一一〇条の四第一項二号三号・一一二条一項二号三号)、監査費用等についての規制(同九八条四項六号・一〇〇条三項六号・一一〇条の四第六項・一一二条一項六号)が規定された。
- (11) コーポレートガバナンス・コード(二〇一五年六月一日)原則2―5、補充原則2―5①参照。
- (12) 相澤哲「会社法及び会社法施行規則にみる内部統制の考え方」企業会計五八巻五号一〇四頁、一〇六頁(二〇〇六年)、坂本・前掲注(8)二三六頁注二。
- (13) 上場会社では、内部統制システムの決定とともに、その適切な構築・運用が求められている(東証上場規程四三九条一項)。
- (14) たとえば、デリバティブ取引に関しても「資金運用の目的、投入される資金の性質、量等の諸般の事情に左右される」(東京高判平成二〇年五月二一日金判一二九三号一二頁、三五頁(最判平成二二年二月三日資料版商事法務三二三号一一頁の原審)ヤクルト本社事件)。
- (15) 坂本三郎「辰巳都」渡辺邦広編著『立案担当者による平成26年改正会社法関係法務省令の解説』(別冊商事法務三九七号)を参考にした(同一九頁)。山本爲三郎「内部統制システムの整備と役員等の責任」法時八〇巻三号三六頁(二〇〇八年)も

参照。

なお、「内部統制システムの基本方針」という語については、前掲坂本ほか・一七頁、相澤哲編著『立案担当者による新・会社法の解説』（別冊商事法務二九五号）二二二頁（二〇〇六年）。

(16) この④として代表取締役を解職すべき義務、⑤として一定の内部統制システムを構築すべき義務を取り上げ、ともに義務違反を認めた判決として、大阪高判平成二七年五月二日金判一四六九号一六頁（セイクレスト事件）。このように④と⑤が連動して問題となる場合もある。

(17) 坂本ほか・前掲注(15)二〇頁注三六。

(18) 大阪高判平成一八年六月九日判時一九七九号一一五頁、一四四頁。

(19) 前掲注(14)三五頁。

(20) 「会社業務全般にわたる業務執行権限に基づく業務監督体制としての内部統制システム」と位置づけられる（山本・前掲注(15)三七頁）。

(21) 野村修也・百選2版一二二頁（二〇一一年）、同「内部統制への企業の対応と責任」企業会計五八巻五号九八頁、一〇〇頁（二〇〇六年）。最低限の水準をクリアした上で、具体的な手段の選択およびそれ以上の水準のシステムの構築に関して、経営者の裁量の領域であるとする。前者（具体的な手段の選択）に関し、取締役の裁量を指摘しつつ、原告が主張するリスク管理体制の具体的内容とは異なるが、被告会社は一応のリスク管理体制を整備していたとするものとして、東京地判平成二六年九月二五日資料版商事法務三六九号七二頁（西松建設事件）。

また、山本・前掲注(15)三九頁。

(22) なお、ヤクルト本社事件判決（前掲注(14)）では経営判断の原則が判示された。これは、リスク管理体制が適正に構築されていることを前提とし、それを遵守して行われたデリバティブ取引が任務懈怠に当たるかどうかを判断する際の判断基準として示されたものである。これは当然のことであって（経営判断の原則を否定するなら別論だが）、内部統制システムの構築とは関係がない（本文③の意味での運用の局面とはいえるかもしれない）。ここでは、システムが適正に構築され、その範囲内で運用されていることを前提としたうえで示されたものだからである（他の事例における経営判断の原則と同じ）。

(23) ヤクルト本社事件判決・前掲注(14)三六頁、野村・前掲注(21)など参照。信頼の抗弁につき、畠田公明『コーポレート・

- ガバナンスにおける取締役の責任制度」四〇頁以下（法律文化社、二〇〇二年）。
- (24) 従来からの議論でも、いわゆる監視義務の遵守の有無につき、個々の取締役の「判断の是非」が問題になりうる。たとえば、森本滋「経営判断と『経営判断原則』」『現代民法の実務と理論 上巻』六五四頁、六七九頁（金融財政事情研究会、二〇一三年）。
- (25) セイクレスト事件判決（前掲注（16））では、問題とされた行為との関係で、取締役が対応するかしないかは「およそ経営判断の原則が妥当するような問題ではない」とされた（四四頁）。さまざまな場合がありうる。
- (26) 最判平成二一年七月九日金判一三三〇号五五頁、五九頁。東京地判平成二七年四月二三日（資料版商事法務三七六号一七六頁、一九五頁）も、またセイクレスト事件判決・前掲注（16）四三頁も一定時点までの内部統制システムの評価につき、同様の表現をとっている。
- (27) もっとも、（幅）広いという表現にあまり意味はない。
- (28) 東京地判平成一三年一月二五日判時一七六〇号一四四頁。
- (29) 最判平成二六年一月三〇日判時二二一三三号一三三頁。
- (30) 福岡高判平成二四年四月一三日金判一三九九号二四頁。
- (31) 東京地判平成二三年一月二四日判時二二五三三号一〇九頁。
- (32) 東京高判平成二五年三月一四日資料版商事法務三四九号三二頁。
- (33) 「実務上も、親子会社の関係には様々なものが考えられ、子会社が実質的に親会社の一事業部門と同じような扱いとなっている場合もあれば、子会社の独立性が高く、基本的には子会社独自の経営判断により事業運営を行っている場合もある」。奥山健志「子会社管理についての親会社取締役の責任」野村修也・松井秀樹編『実務に効くコーポレート・ガバナンス判例精選』二二四頁、二二九頁（二〇一三年）。
- (34) 神作裕之「親子会社とグループ経営」江頭憲治郎編『株式会社法大系』五七頁、一〇二頁（有斐閣、二〇一三年）参照。
- (35) 塚本秀臣「平成二六年改正会社法と親会社取締役の子会社監督責任」商事法務二〇五四号二三頁、二九頁、三〇頁（二〇一四年）。
- (36) 齊藤真紀「企業集団内部統制」神田秀樹編『論点詳解 平成26年改正会社法』一一九頁、一二二頁（商事法務、二〇一五年）。

(37) 齊藤・前掲注(36)一二二頁。

(38) 藤田友敬「親会社株主の保護」岩原紳作・神田秀樹・野村修也編『平成26年会社法改正』五七頁、六八頁(有斐閣、二〇一五年)では、「改正それ自体が取締役の新たな義務や責任を創設するものではないという説明は、法律論としては正しい」としつつ、「何かあるとすれば、改正そのものの法的効果ではなく、会社法制の見直し作業の過程でなされた議論が与える事実上の影響であろう」とされている。

しかし、立法された文言が裁判官に与える影響は、本文に述べた意味で小さくはないと思われる。

(39) 最判平成五年九月九日民集四七卷七号四八一四頁。

(40) 船津浩司『グループ経営』の義務と責任(商事法務、二〇一〇年)、岩原・前掲注(5)八頁、久保田安彦「判批(福岡魚市場事件第一審判決)」月刊監査役五九九号八二頁、八七頁(二〇一二年)、高橋英治「企業集団における内部統制」ジュリ一四五二号二六頁(二〇一三年)など。

(41) 齊藤・前掲注(36)一三四頁。

(本学法学部教授)